

## 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等について (検討経過報告)

平成 28 年 12 月 20 日  
著作権法における権利制限規定の柔軟性  
が及ぼす効果と影響等に関する作業部会

### 1. 経緯

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム（以下「WT」という。）では、昨年度より柔軟性のある権利制限規定の整備に向けた検討を行っている。昨年度のWTの審議経過報告<sup>1</sup>においては、今後柔軟性のある権利制限規定に関する具体的な制度設計を検討していくに当たり、「新たに設ける制度が実際にどのように機能し得るかなどを踏まえ我が国にもたらされる便益や影響を考慮」する必要性が述べられ、本年6月の第1回著作権分科会においても、権利者団体を代表する委員及び産業界を代表する委員から、我が国の法体系や環境、社会状況等を含め多角的な視点から効果と影響に関する検討を行うべきなどの意見が示されたほか、同様の趣旨が知的財産推進計画 2016 や日本再興戦略においても明記された。

知的財産戦略本部の下に設けられた検討委員会の報告では、柔軟性の検討にあたり、「柔軟性が高まることにより立法を待たずに新たな利用行為に対応できる反面、法規範の予測可能性が低下し法が想定する行動と個人が現実にする行動との間に乖離が生じやすくなるといった負の側面もあること、裁判に対する意識や司法制度等の海外との違い等の観点から、バランスの取れた仕組みを目指していくことが必要である。」とし、米国のフェア・ユース規定に代表されるような総合考慮型の権利制限規定については、賛否両論あることを紹介した上で、その効果と影響について広い視野で検討を行う必要性を述べている<sup>2</sup>。

本作業部会は、こうした議論を踏まえ、著作権法における権利制限規定の柔軟性が我が国に及ぼす効果と影響等について専門的な分析を行うことを目的として、WTの下に設置されたものである。具体的な検討事項としては、WTにおける議論等を踏まえ、(1) 具体的な法規範定立時期が相対的に事前から事後へ移行することに伴う効果及び影響、(2) 具体的な法規範定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法へ移行することに伴う効果及び影響、(3) 権利制限規定の柔軟性と刑法体系及び著作権関係条約との関係について分析を行うこととした。

<sup>1</sup> 平成 28 年 2 月 24 日文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 9 回）

<sup>2</sup> 「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成 28 年 4 月 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会）11・12 頁。総合考慮型の権利制限規定については、「より広範なイノベーション促進の観点から米国のフェア・ユース規定の考え方を日本に導入するのであれば、当該規定の趣旨を逸脱するような行為をどのように抑止するのか、事後的に侵害が確定した場合に権利者が正当な対価が得られるのか、ライセンスビジネスが存在しうる市場への影響をどのように評価するか、現在の我が国司法制度を前提とした場合に政策的な判断を一定程度司法に委ねることの是非、さらに、既存の個別権利制限規定の射程や一般規定との適用関係といったところまで視野を広げて、制度のあり方について検討を行っていく必要があると考えられる。」とされている。

検討を進めるに当たっては、①我が国の制度や社会状況等を踏まえた多面的な検討を行う必要があること、及び、②政府計画において次期通常国会への法案提出を視野に検討を行うことが求められていることを踏まえ迅速かつ効率的に検討を行うこと、といった観点に留意する必要がある旨がWTにおいて示された。

これを受け、作業部会では、その構成員として、知的財産法分野の研究者及び実務家に加え、憲法、民法、刑法、法社会学、法と経済学、文化経済学といった様々な研究領域の専門家の参画を得るとともに、検討の基礎となる社会調査や文献調査等の実施については外部のシンクタンクによる調査研究<sup>3</sup>（以下「調査研究」という。）に委ね、かつこれと密接な連携を行うことにより、効率的かつ効果的に検討を行うよう留意した。

本検討経過は、調査研究においてその中核的部分について見通しを得るに至ったことから、その成果を踏まえ、本作業部会としての検討経過を報告するものである。（なお、今後、調査研究及び本作業部会において更に細部について精査を行った上で、速やかに最終的な報告を行うこととしたい。）

## 2. 調査研究報告を踏まえた権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する考察

本作業部会としては、調査研究の中間報告（別添）は、権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する考察を行う上での基礎となるものとして、その基本的な部分について適切な調査分析がなされているものとする。その上で、調査研究を踏まえた本作業部会としての考察の要旨は以下のとおりである。

### （1）具体的な法規範定立時期が相対的に事前から事後へ移行することに伴う効果及び影響について

柔軟性の高い権利制限規定を採用することは、柔軟性の低い規定を採用する場合に比べ、具体的な法規範<sup>4</sup>が定立される時期が、相対的に事前から事後に移行すること、すなわち著作物の利用行為を行う時点では当該行為の適法性の有無が必ずしも明らかではなく、事後的に司法判断が蓄積されていくことなど<sup>5</sup>によってこれが明らかになっていくようになることを意味する。こうした移行により我が国に及ぶことが考えられる効果と影響は以下のとおりである。

#### ① 権利制限規定の柔軟性を高めることによる「公正な利用<sup>6</sup>」の促進について

アンケート調査及びヒアリング調査から、多くの企業は高い法令順守意識と、訴訟を提起されることに対する抵抗感を有しており、事前に行為の適法性の有無を十分判断で

<sup>3</sup> 「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」（平成28年度文化庁委託事業）

<sup>4</sup> 我が国の統治機構では立法権は国会が独占することとされているところ、ここで言う「法規範」には判例法を含めた広義の法源を意味するものとして用いている。

<sup>5</sup> 司法判断のほか、裁判外紛争処理手続きや、民間のガイドラインなど事実上の行動規範によって規範の内容が明らかにされることもある。

<sup>6</sup> ここでは現行の著作権法体系や文化審議会における検討経緯に照らして、権利制限によって実現することが正当化されると考えられる著作物利用行為のことを便宜上「公正な利用」と表現する。

きるよう法規範の明確性を重視する声が強いということが言える(中間報告7頁。以下頁数のみを記載する)。以下の4種類の権利制限の規定の仕方を示し、それぞれについて事業展開をしやすくなるか否かを聞いた質問に対して肯定的な評価をした企業の割合は、①サービスの類型や条件を具体的に示すとともにこれと同等のものも適法とする規定では7割弱、②サービスの類型や条件を具体的に示した規定では6割強、③適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示した規定では3割強、④考慮要素を示して公正な利用を適法と認めることを定めた抽象的な規定では2割弱という結果であった(11頁)。一方、権利制限規定に柔軟性を持たせることの効果については、5割弱の企業が適法性の判断が難しくなり利用が萎縮する、訴訟が増え負担になるとして消極的な面を挙げているが、同時に6割強の企業が時代の変化に対応させやすくなるとして積極的な面を評価している(12頁)。これらのことから、企業においては、権利制限規定に一定の柔軟性が確保されることについて利用促進効果を認めているものの、法令順守意識や訴訟を回避する姿勢から、柔軟性の度合いが非常に高いものに対してはそれほど大きな効果を認めていないものと評価できる。

なお、「柔軟性のある権利制限規定」の導入により実際に「公正な利用」が促進される効果があるか否かを考える上で、過去に柔軟性のある権利制限規定がなかったために「公正な利用」が阻害された事実があるか否かや、具体的にどのような影響があったのかを分析することも有益である。これに対応する過去の事例としては、インターネット検索エンジンサービスの例が挙げられる。すなわち、同サービスの日本におけるシェアを米国産の検索エンジンが占め、国産の検索エンジンが育たなかった理由として日本では著作権法の権利制限規定が整備されておらず、逐一著作権者の事前の許諾(いわゆるオプトイン)により利用せざるを得なかったこと等の指摘がある。しかしながら、この指摘については、前提となる事実認識に誤認があることや検索エンジンサービスの我が国における発展の経緯等、調査研究において把握された事実<sup>7</sup>からは、権利制限規定がなかったことが我が国における検索エンジンサービスの発展に全く影響がなかったとまで断ずることはできないにしても、米国産の検索エンジンが我が国において大きなシェアを占めた要因を権利制限規定の未整備に帰する合理性を見出すことはできなかった。柔軟性のある権利制限規定の導入の効果を評価する上では、このようなことを踏まえ冷静な分析を行うことが適当である<sup>8</sup>。(41頁)

---

<sup>7</sup> 調査研究では、①検索エンジンに関する権利制限規定が整備された時期(2010年)より相当前の1990年代から、日本の企業等において、著作物の複製等を伴うロボット型の検索エンジンが実施されており、これらは事前の許諾を得ていたとは認められないこと、②事業実施当時、日本のロボット型検索エンジンの事業者において著作権法との関係を問題視していたとの事実は確認されず、文化庁に対する法改正要望が2007年になるまで公的に提出された事実は把握されていないこと、③国産の検索エンジンサービス事業者は2000年代に自社サービスから米国産の検索エンジンとの提携に切り替えを行っているところ、その理由として検索エンジンサービスの向上のために米国産の検索エンジンの技術力を評価した旨を挙げていること、等の点が指摘されている。

<sup>8</sup> 一般論としては公正な利用であったとしても適法であるとの明文の根拠がないことにより萎縮効果が生じ得ることは否定できないので、公正な利用について適法性の根拠を与えることには意義があるとの意見があった。

また、現行著作権法では、例えば米国との比較において、個別的な権利制限規定により相当部分が既にカバーされているところであり<sup>9</sup>、柔軟性のある権利制限規定の導入に伴い「公正な利用」がどの程度促進されるかを考える上では、こうした現行権利制限規定の整備状況も考慮に入れる必要がある。(55 頁)

以上のとおり、柔軟性のある権利制限規定は現行法でカバーされていない公正な利用を行おうとする利用者にとってその適法性の根拠となり得るものであるが、現実に公正な利用を促進する効果を生じさせるためには、適切な柔軟性の程度となるように留意する必要がある、柔軟性が高すぎるとそれほど利用促進効果が期待できなくなるものと考えられる。

## ② 権利制限規定の柔軟性を高めることによる「不公正な」利用の助長について

一般的に、権利制限規定の柔軟性が高まれば、著作権法に対する理解が十分でない層については、適法性の判断がより難しくなるケースが増え、意図せぬ権利侵害が行われる可能性が高まることとなると考えられる。また、適法性が不明な利用に対し積極的な層については、適法性が不明な範囲が拡大するためそのような利用が増加し、その結果、権利侵害が行われる可能性が高まることとなると考えられる。

この点、アンケート調査では、柔軟性のある権利制限規定の整備により、企業の約3割、権利者団体の約7割、個人の約4割が故意・過失による著作権侵害の増加を懸念していることがうかがわれる。(12、22、21 頁)

著作権法に対する理解については、著作権法に馴染みがないと回答した企業は約4割であり、個人利用者は事前のスクリーニング結果も加味すれば著作権法に馴染みがある者は回答者の約1割とされている。著作権法で用意されている救済措置の内容について、約3割の企業は刑事罰を認知しておらず、個人では刑事罰を認知していない者が7割強、損害賠償を認知していない者が約3割であった。イラストの無断転載が権利者の利益を不当に害しないと考える者の割合は企業、個人ともに1割に満たなかったが、学校向けに写真・文献等を無断で収集・提供するサービスについては権利者の利益を不当に害しないと考える者が企業では約5割、個人では3割弱であった。

適法性が不明な利用に対する積極性については、積極的な企業は1%に満たなかったが、個人では約1割がこのグループに属する。(7、8 頁)。

権利者団体に対するヒアリングにおいては、現状でも、「公衆送信」と「演奏」の混同、楽曲プロモーションの目的であれば自由利用が認められるとの誤解、教育目的であれば広く自由利用が認められるとの誤解、結婚式やパーティでの利用にも第30条の適用がある旨の誤解など、現行法に対する理解が不十分であることを背景として侵害が故意または過失によって行われている実態が報告されている。また、書籍の3分の2をそのまま複製して公衆送信している事案で第32条に基づく引用が主張された事案も報告されている。さらに、米国の動画投稿サイト上でデッドコピーに近い利用についてフェア・ユースが主張される事案なども存在する。(31 頁)

---

<sup>9</sup> なお、米国の裁判例においてフェア・ユースと認定された判決が存在するもののうち我が国の権利制限規定がカバーしていない可能性があるものの例としては、所在検索サービス (Google Book Search 等)、論文検証サービス (Turnitin)、パロディ、リバースエンジニアリングなどが挙げられる。

著作権法における「公正な利用」に対する国民の理解や意識については、文化庁の行ったニーズ募集<sup>10</sup>において、権利制限の正当化根拠の説明が困難と思われる事例について権利制限による対応を求める意見が多く提出されたことからもうかがうことができる。正当化根拠の説明が困難と思われる事例としては、個人又は非営利目的での利用に関するもの、教育目的での利用に関するもののほか、営利目的のものも複数存在する。(39頁)

これらの事実からは、柔軟性のある権利制限規定を整備することにより、少なくとも、著作権法に対する理解が十分でない者や適法性が不明な利用に対し積極的な者における過失等による権利侵害を助長する可能性が相当程度あるものと考えられる。

アンケート調査では、侵害対策に「ほとんど費用はかけていない」と回答した者が多く、ヒアリング調査からも、法定賠償制度等が未整備である現状では訴訟によって得られる便益が訴訟コストを下回ることが多いため侵害対策に費用をかけられない旨の報告があるなど、現状でも権利者が侵害対策を課題として認識していることが認められる。(35頁)

したがって、仮に上記のように過失等による権利侵害が増加することとなる場合、著作権者において権利の救済を得るために訴訟を提起するなど追加的なコストを払うか、やむを得ず侵害を放置するかのいずれかを選択せざるを得ず、社会的費用が増加することとなる。

なお、上述のような過失等による権利侵害が助長される可能性は、どの程度の柔軟性を持った規定を整備するかによって異なる。例えば、あらゆる状況に適用される一般規定の場合はその可能性が高くなると考えられる一方、権利制限規定の適用される状況がある程度特定されている場合は相対的にはそうした可能性は低くなるものと考えられる。

## (2) 具体的な法規範定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法へ移行することに伴う効果及び影響について

柔軟性の高い権利制限規定を採用することは、柔軟性の低い規定を採用する場合に比べ、具体的な法規範の定立において果たす役割の比重が相対的に立法から司法に移行することを意味する。日本国憲法において国会は国の唯一の立法機関と位置付けられており(少なくとも狭義の意味での)法規を定立できるのは国会に限られる。このことを前提としつつ、柔軟性のある権利制限規定の導入の効果と影響を考えていく上で、憲法の趣旨や立法府と司法府それぞれの特質を踏まえ、立法府と司法府がいかなる役割分担をすることが最も望ましいかについて検討を行う必要がある。また、立法府の授権に基づき行政府が行う法規範形成や、ソフトローによって行われる事実上の規範形成も国民の行動規範として一定の役割を担っていることから、この点についてもあわせて検討を行うことが適当である。これらの点について、調査研究によって明らかにされた当該分野に関わる様々な研究成果も踏まえ、以下のとおり考える。

立法府は、民主的正統性を有する点において、司法府における規範形成に対し優位性を有する。また、立法府は司法府より、産業政策上の事項、多数当事者の利害調整に必

<sup>10</sup>「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」(平成27年7月に文化庁において実施)

要な情報を集めるのに適している。一方、司法府の行う法規形成は、民主的正統性で説明されるものではないこと、個別具体的な法律上の争訟に係る受動的な作用であること、当事者以外の第三者からの意見や情報を収集する仕組みが十分でないことがその特質として挙げられる。これらのことから、多数の者の利益（公益）に関わる政策決定や、政治的な対立のある分野における決断は、基本的には立法府において行われることが望ましい。

他方、立法府における規範形成について、立法府においても必ずしも全ての関係者の利益を集約できるわけではないこと、基本的人権の制約を多数決原理によって行うことが必ずしも適切でない場合があること、事実関係が流動的又は過渡的であるため事案に応じた判断が適切な分野について立法府において事前に具体的な規範を定めることには限界があること、といった点が指摘できる。(70 頁)

また、立法府の授権により行政府が行う委任命令の定立については、立法府と比べて、専門的な技術や知識を用いて、法規の適用に必要な利益衡量や情報・知識の集約が複雑な場合にそれを適切に処理することに適しているほか、迅速に必要な情報を集めて多数当事者の利害調整を行うことに向いている。(72 頁)

立法府、行政府、司法府による法規の定立のほか、事実上の行動規範としてのソフトローも、法解釈を巡る不確実性の低減に役立つものと考えられる。ソフトローにはどのような主体がその形成に関わるかに応じて複数の類型があり得るところ、文化庁（ないし文化審議会）の関与の下で形成されたもの<sup>11</sup>や、権利者と利用者の団体間で協議して作成したもの<sup>12</sup>が実際に円滑な運用に貢献しているという例も指摘されている。ソフトローは作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用ができることなどの利点が指摘できる。(73 頁)

以上のことをまとめれば、公益に関わる事項や政治的対立のある事項についての基本的な政策決定は民主的正統性を有する立法府において行われることが適当である。他方、幅広い関係者の利益を集約することが困難な事項、基本的人権の制約に関わる事項や、事実関係が流動的又は過渡的である事項について、立法府における事前の多数決原理における法規の定立が馴染みにくい場合もあるものとする。また、行政府における委任命令やソフトローについても、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から適切な場合があり、そうした要請に応じて活用を行うことが望ましい。

以上の議論を著作権の権利制限規定に当てはめた場合、①著作物の享受を目的としない利用など、著作権者に保護される利益が認められない行為類型、②著作物の所在検索サービスにおける著作物の一部表示など、著作物の本来的な利用には当たらず著作権者に与える不利益が軽微な行為類型、③教育や障害者のための利用など、著作権者に保護される利益とそれに対抗する公益等が認められる行為類型それぞれについて、立法府に期待される役割は異なっており、権利制限規定の柔軟性の在り方も異なり得るということを示すことができる。(72 頁)

---

<sup>11</sup> 例として、法第 31 条第 1 項第 2 号の「保存のため必要がある場合」の解釈について平成 27 年度に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が示したものが挙げられる。

<sup>12</sup> 例として、視覚障害者向けサービスに関し権利者団体と図書館関係団体が作成したものが挙げられる。

### (3) 権利制限規定の柔軟性と刑法体系及び著作権関係条約との関係について

#### ① 刑法体系（罪刑法定主義）との関係

いわゆる刑罰法規に関する明確性の理論について、最高裁判決は、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによつてこれを決定すべきである。」としていることから<sup>13</sup>、著作権法の権利制限規定の抽象度が明確性の理論を充足するものであるか否かは、上記の基準に照らして判断を行うことが適当である。(78 頁)

#### ② 国際条約（スリーステップテスト）との関係

権利制限規定の柔軟性を高めた場合に、ベルヌ条約等で求められるいわゆるスリーステップテストとの関係でどのような問題が生じ得るかという点について、その解釈が国際裁判所により示された唯一の事例<sup>14</sup>の分析とともに、考察を行った。当該事例からは、WTO パネルの解釈を採った場合であっても、規定の形式面（抽象的であるか、具体的であるか）よりも、実際の適用対象が広いか狭いかという実質的な要素の方が、重要な判断材料となる可能性が高いと言えるものと考えられるところであり、柔軟性のある権利制限規定の具体化にあたってはこのような点を踏まえることが適当である。また、例えばフェア・ユース規定を有する米国等がベルヌ条約等に加盟しているという事実も、本論点を検討するに当たり参考となるものとする。(91 頁)

### 3. 柔軟性のある権利制限規定の整備の方向性～明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の権利制限規定の組合せによる「多層的」な対応～

2. (1) で述べた法規範定立時期の移行に伴う効果・影響及び2. (2) で述べた法規範定立主体の移行に伴う効果・影響について、総合すれば、概ね以下のようなことが言える。

すなわち、利用の状況・場面を特定しない一般的・包括的な権利制限規定を設けることは、基本的には、多くの利用者についてそれほど「公正な利用」の促進効果は期待できない一方、法の理解が十分でない者による誤解に基づく侵害など法が想定しない「不公正な利用」を助長する可能性が高まるという負の影響が生じ、社会的費用が増加すること予測される。また、立法府と司法府の役割分担の在り方との関係においても、公益に関する政策決定や政治的対立のある事項も含め多くを司法府の判断に委ねることとなり、民主的正統性の観点から望ましくはない。

他方、権利制限規定が一定の明確性ととともに、時代の変化に対応可能な柔軟性を持つことは、関係するステークホルダーにおいても期待されているところであり、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行うことにより、「不公正な利用」の助長を抑制しつつ、「公正な利用」を促進することが可能となるものとする。その際、2. (2) で

<sup>13</sup> 徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 卷 8 号 489 頁）

<sup>14</sup> 米国著作権法第 110 条 5 項に関する WTO パネル報告（2000 年）

述べたような立法府と司法府の役割分担や特質を踏まえ、特定の利用場面や態様に応じて適切な柔軟性の度合いを選択することにより、我が国の統治機構の観点からも望ましい権利制限規定のシステムを構築することが可能となるものとする。

以上を踏まえ、我が国において最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備の方向性については、一定の利用場面や権利者に与える不利益の度合い等の態様に応じ、明確性と柔軟性の適切なバランスを確保した規定を組み合わせることにより、全体として、多層的に権利制限規定のシステムを構築していくことが適当であるとする。

その具体的な整備の在り方については今後WTにおいて検討が深められることとなるものとするが、本作業部会としては、以下のような「層」に分けて制度の整備を検討することが有意義であるとする(イメージについては別紙参照)。

### **[第1層] 権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型**

著作物の表現の享受を目的としない情報通信設備のバックエンドなどで行われる利用がこれに該当する。この類型は、対象となる行為の範囲が明確であり、かつ、典型的に権利者の利益を通常害しないものと評価でき、公益に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備することが望ましい。

### **[第2層] 著作物の本来的利用には該当せず、権利者に与える不利益が軽微な行為類型**

インターネット検索サービスの提供に伴い必要な限度で著作物の一部を表示する場合など、著作物の本来的利用には該当せず、権利者に与える不利益が軽微なものがこれに該当する。この類型は、当該サービスの社会的意義と権利者に及び得る不利益の度合いに関し一定の比較衡量を行う必要はあるものの、公益的必要性や権利者の利益との調整に関する大きな政策判断や政治的判断を要する事項に関するものではない。このため、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくくり範囲を画定した上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することに馴染むものとする。

### **[第3層] 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型**

著作物の本来的利用を伴う場合も含むが、文化の発展等の公益的政策の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型であり、現行権利制限規定では、引用、教育、障害者、報道等の様々な場面の権利制限規定がこれに該当する。この類型は、基本的には公益的必要性や権利者の利益との調整に関する政策判断や政治的判断を要する事項に関するものである。このため、一義的には立法府において、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じて、権利制限の範囲を画定した上で、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましい。

また、柔軟性のある権利制限規定の整備にあたっては、明確性、専門性、状況変化への迅速な対応可能性等の観点から、行政府における委任命令や民間等で行われるソフト



ローについても、規定の趣旨や性質に応じて、法律と組み合わせて活用することを検討することが適当である。

以上のとおり、本作業部会として最も望ましいと考える「柔軟性のある権利制限規定」の整備の方向性として、一定の考え方に基づき基本的に立法府の判断に委ねるべき領域と司法府に判断を委ねることが望ましい領域を分類して示した。

ただし、立法府の判断に委ねるべきとした領域にあっても、先に述べたような立法府や行政府の特質も踏まえ幅広い関係者の利益が適切に集約されるよう配慮すべきであることに留意が必要である。とりわけ、内閣提出法案の作成や委任命令の制定を担う政府においては、審議会制度等の意見集約の枠組みを通じ、必ずしも集約のされにくい集団の利益も含め、可能な限り幅広い関係者の利益を把握した上で、バランスの取れた政策決定を行うことが期待される。また、かねてより柔軟性のある権利制限規定を求める声が利用者から寄せられていること背景には、上述のような立法内容の適切性に関する課題意識に加え、時代の変化に応じ迅速な対応が図られるべきとの課題意識も存在するものと考えられる。

この点、今般のWTにおける検討過程で採られた方法、すなわち、広く一般にニーズの募集を行った上で、そのニーズの内容に着目して政策決定の優先順位付けをするという方法は、上記の問題意識に応えるものとして有効な方法の一つであると考えられる。政府においては、このような取組みを定期的に行うことなどによって適時に社会のニーズを把握し、適切な政策形成につなげていくことが期待される。

#### 4. 開催状況等

〔平成 28 年 8 月～ 「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等  
に関する調査研究」を実施〕

##### 第 1 回 平成 28 年 9 月 27 日

検討の進め方について  
調査研究の実施内容について

##### 第 2 回 平成 28 年 10 月 29 日（メール審議）

調査研究の実施経過等について

##### 第 3 回 平成 28 年 12 月 2 日

調査研究の中間報告について  
作業部会の検討経過報告について

##### 第 4 回 平成 28 年 12 月 14 日（メール審議）

調査研究の中間報告について  
作業部会の検討経過報告について

---

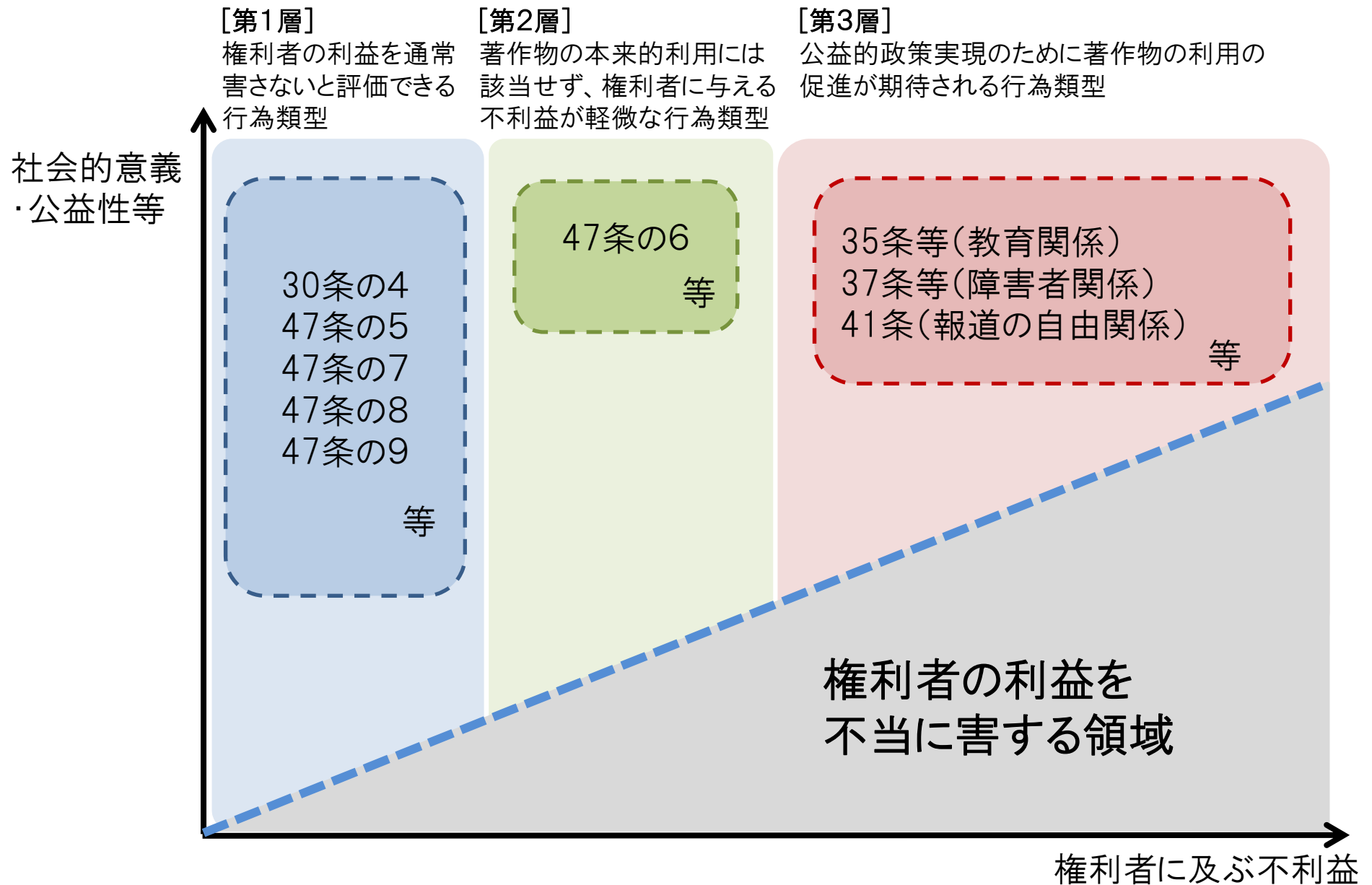
## 5. 委員名簿

※肩書きは平成 28 年 9 月 27 日現在

いけむら さとし 池村 聡	弁護士（知的財産法）
いしあら ともき 石新 智規	弁護士（著作権法）
うえの たつひろ 上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授（知的財産法）
えんどう そうた 遠藤 聡太	東北大学大学院法学研究科准教授（刑法）
おおた しょうぞう 太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授（法社会学・法と経済学）
おおぶち てつや 大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授（知的財産法）
おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授（知的財産法・企業内法務）
かわしま のぶこ 河島 伸子	同志社大学経済学部教授（文化経済学）
きのした まさひこ 木下 昌彦	神戸大学大学院法学研究科准教授（憲法）
こじま たかひろ 小嶋 崇弘	中京大学法学部准教授（知的財産法）
すえよし わたる 末吉 亙	弁護士（知的財産法）
ど ひ かずふみ 土肥 一史	一橋大学名誉教授（知的財産法）
ひらた あやこ 平田 彩子	京都大学大学院地球環境学堂特定准教授（法社会学）
まえだ たけし 前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授（知的財産法）
もり だいすけ 森 大輔	熊本大学法学部准教授（法社会学）
もりた ひろき 森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授（民法）

（以上 16 名）

# 権利者に及ぶ不利益の度合いに応じた権利制限規定の類型について【イメージ図】



※上図は、各規定が主として属する領域を示したものであり、詳細な位置を表したものではない。